

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	10
契約番号	6農振財契第238号
件名	土壌肥料パイプハウスの購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 上圃場
概要	パイプハウス 1式 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和6年10月29日(火)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年6月18日(火) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年5月29日(水)午前10時から令和6年6月5日(水)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 生産環境科 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0508

仕 様 書

1. 件 名 土壌肥料パイプハウスの購入
2. 納入場所 東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎 上圃場
(別紙地図内 A の場所)
3. 納入期限 令和 6 年 10 月 29 日 (火)
4. 品名・数量 パイプハウス 一式
- 5 規 格
別添仕様詳細の通り
- 6 支払方法 納品検査完了後、適正な請求書を受領した日から 30 日以内に一括で支払う。
- 7 暴力団等排除に関する特約事項については、別添で定めるところによる。
- 8 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号) 第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号) の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 9 東京都グリーン購入推進方針について
本契約の履行において物品等の調達にあたっては、別紙 2 の事項に配慮すること。
- 10 その他
(1) 撤去・組立て、設置、納品指導、運搬費用等は契約額に含めること。
(2) 納品は、事前に担当職員に連絡した上で行うこと。
(3) 納入作業可能時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。
(4) 作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、提出すること。
(5) 納入場所以外の試験ほ場又は施設に立ち入らないこと。
(6) 作業中は、業務遂行にあたり適切な安全対策を行い、第三者災害に十分注意すること。
(7) 作業機械等の置き場については発注者と事前打ち合わせのうえ決定する。

(8) 受注者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。

(9) 廃棄物処理については、廃棄物処理法等関係法令に基づき、適正処理すること。

(10) 受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに原状復旧すること。

(11) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。契約の解除及び契約満了後においても同様とする

(12) 受注者は入札書類とは別に仕様詳細の各項目に準ずる内訳の明細を発注者へ提出すること

(13) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定する。

11 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター
生産環境科 TEL 042-528-0508

立川庁舎

至 JR 西立川駅

北通用門

花と緑の散策路

新樹種園

花木園

耐陰性樹木園

香木園

多目的広場

試験圃場

試験圃場

みどりの展示園(1)

果樹園

試験圃場

試験圃場

試験圃場

試験圃場

試験圃場

正門

至昭島市

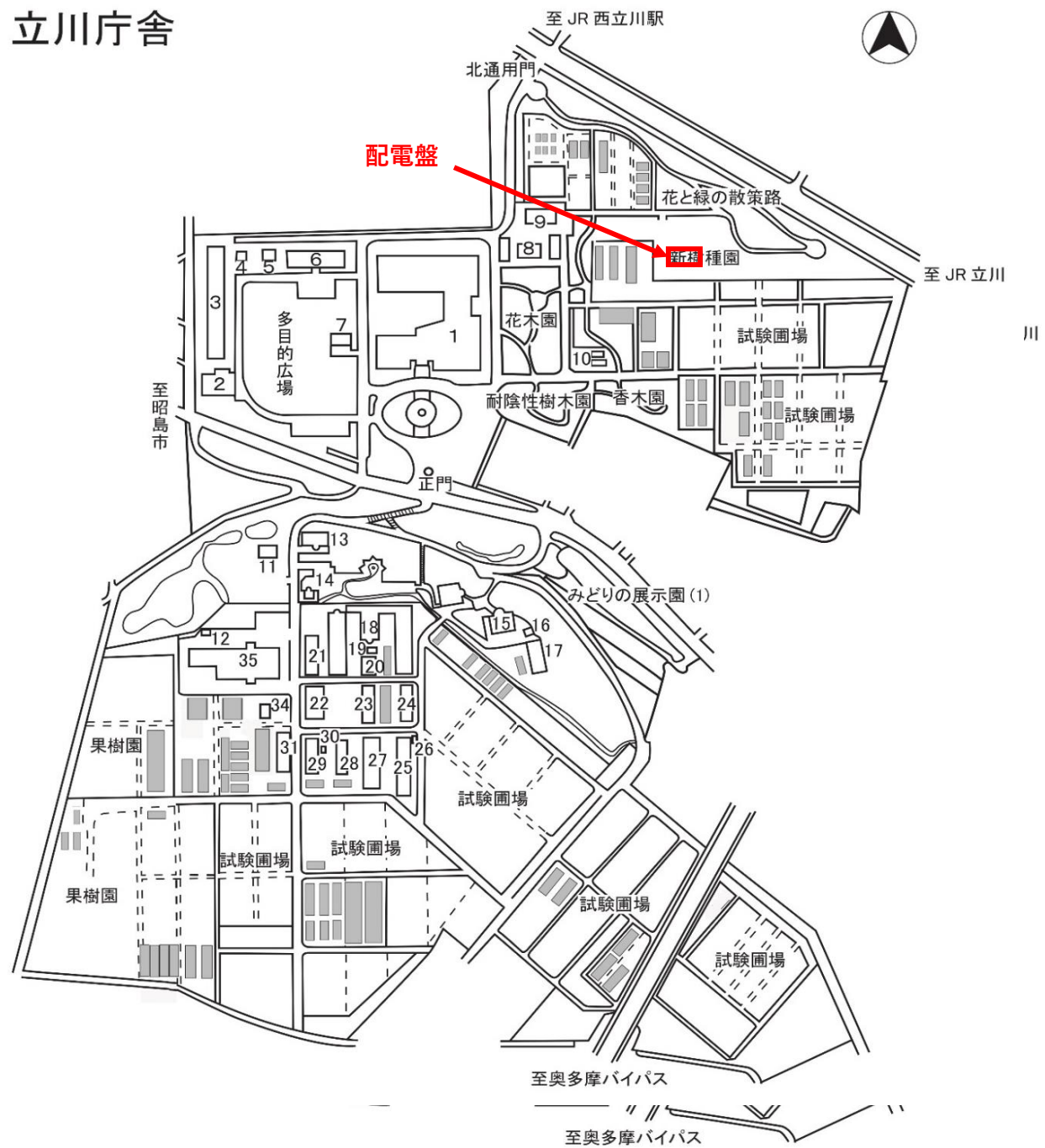
至 JR 立川

至奥多摩バイパス

別添 仕様詳細

種類	作業項目	仕様	備考
1.ハウス本体	基本仕様	・間口5.4m奥行15m 単棟(面積81㎡) ・肩高 2000mm程度 ・棟高 3500mm程度 ・地中差込式パイプハウス ・桁側パイプに根がらみ等の設置をすること ・サイド換気は1段ネット	・（一社）施設園芸協会の「園芸用施設設計施工標準仕様書」に基づいた施工を行うこと
2.被覆資材		・天井・妻面・側面・八方 散乱光塗布無滴農P Oフィルム 0.15mm (花野果®SUN-X『サンクロス』相当) ・側面部 裾張りフィルム ・サイド側面内側を全面をサンサンネットクロスレッド（0.6mm目合い）で隙間なくふさぐこと	被覆資材にUVカットは使用しない
3.主要骨材		・主アーチパイプ、補助アーチパイプ、母屋パイプ等は耐風・耐雪などに問題ないものを使用すること	
4.建具	出入口	・各妻面に計2ヶ所設置すること 両開き吊り引戸 W=2000mm H=2000mm 下レール走行用型ハウス用引き戸（両開き） ドアは全室内付け	
5.換気装置	サイド換気	・自動巻き上げ機による巻き上げ換気 計2台 (誠和くるファミAceIII 相当)	
	循環扇	・2台を上部に設置すること (100V 35W以下 ドライファンはやて相当)	
6.誘引設備		・果菜類が栽培可能な誘引用補強パイプを設置すること	
7.カーテン		・天井部に遮光機能を持つカーテン（遮光率50%程度）を手動で開閉できるように設置すること	
8.制御盤		・制御盤とサイド換気のモーターの電磁弁、循環扇を接続すること	
9.その他	電気	・ハウス入口付近に循環扇、サイド換気を稼働させるための動力盤を設置すること ・ハウスへの電気は仕様詳細別紙3の位置にある配電盤からブレーカーを新設し引き込みを行うこと ・作業後に各設備の動作確認を行うこと	
	水道	・付近の水道管より管の引き込みを行い、東側、西側に不凍水栓柱（900mm程度）を1つずつ設置すること	
10.その他注意事項		・当仕様書に明記していない事項については別途協議を行うこととする	

立川庁舎



東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使

用、排出が少ないもの

- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの